

## 議案第60号

つくば市介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年12月6日

つくば市長 五十嵐立青

### つくば市介護保険条例の一部を改正する条例

つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第3号中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次号において同じ。）」を加え、同条第4号の表以外の部分中「前号」を「第3号」に改め、同号の表中「前号ア」を「第3号ア」に、「前号イ」を「同号イ」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前号の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援

センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同号アからウまでに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同号の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同号アからウまでに掲げる者のうちから2人とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

介護保険法施行規則の改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第3条（略）</p> <p>（地域包括支援センターの運営基準等）</p> <p>第3条の2 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の条例で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。</p> <p>(3) 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>によることができる。次号において同じ。）は、原則として次のとおりとする</p> <p>こと。</p> <p>ア—ウ（略）</p> <p>(4) <u>前号の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同号アからウまでに掲げる常勤の</u></p>	<p>第1条—第3条（略）</p> <p>（地域包括支援センターの運営基準等）</p> <p>第3条の2 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の条例で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう_____。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。</p> <p>(3) 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____は、原則として次のとおりとする</p> <p>こと。</p> <p>ア—ウ（略）</p>

職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同号の基準を満たすものとする。

この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同号アからウまでに掲げる者のうちから2人とする。

(5) 第3号の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>第3号ア</u> からウまでに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第3号ア</u> からウまでに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第3号ア</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>同号イ</u> 又はウに掲げる者のいずれか1人

第4条 (以下略)

(4) 前号の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>前号ア</u> からウまでに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前号ア</u> からウまでに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前号ア</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>前号イ</u> 又はウに掲げる者のいずれか1人

第4条 (以下略)